基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月十日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年十一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月二十六日

長野県松本市芳川村井町二二三番地

株式会社ナガノトマト

代表取締役　井垣　孝夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二六・四株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月二十六日

大阪市天王寺区四天王寺二丁目一番九号

株式会社K　BROTHERS

代表取締役　加藤　友康

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十月二十六日

東京都中央区京橋二丁目一八番三号

株式会社ミルックス

代表取締役社長　上山　隆

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十六日

新潟市中央区旭町通一番町七八番地

株式会社池田医療電機

代表取締役　池田　諒三

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社エフ・イー・エルと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月二十六日

東京都品川区東五反田二丁目七番一八号

株式会社京都エステート

代表取締役　蓑島　壽

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である儘田修が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十六日

東京都大田区蒲田四丁目二〇番一号

北京富士通系統工程有限公司

日本における代表者　儘田　修

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である此下益司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月二十六日

大阪府豊中市向丘三丁目一一番四五号ロー

ザ向丘一階

A. P. F. HOLDINGS

日本における代表者　此下　益司

限定承認公告

本籍宮城県名取市名取が丘三丁目一三番、最後の住所宮城県名取市名取が丘三丁目一三―四

被相続人　亡　原田　尚彦

右被相続人は平成二十二年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十二年十月五日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

仙台市青葉区片平一丁目一番六―六〇二号

限定承認者原田忠治

代理人弁護士　武田　貴志

限定承認公告

本籍富山県氷見市丸の内一二〇番地、最後の住所富山県氷見市触坂一七番地

被相続人　亡　大野　誠作

右被相続人は平成二十二年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十五日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

富山県高岡市姫野五〇〇番地六

限定承認者　荻原　誠

限定承認公告

本籍岡山県瀬戸内市長船町磯上七三八番地、最後の住所岡山県備前市木谷二一七番地の一

医療法人閑谷会介護老人保健施設シルバーセンター閑谷苑　被相続人　亡　宗兼　晴榮

右被相続人は平成二十二年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十月十五日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

京都市山科区竹鼻竹ノ街道町九一番地ラクト山科メゾンウエスト七〇六号

相続財産管理人　宗兼　比徳

限定承認公告

本籍大阪市中央区上町一丁目三番、最後の住所大阪市中央区上町一丁目三番九―三〇二号

被相続人　亡　片野　健一

右被相続人は平成二十二年五月三十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十六日

大阪市天王寺区玉造元町二番三六号

相続財産管理人　片野　哲也

損害賠償請求の訴提起の公告

一、訴の提起者　原告　株主　細谷理一

二、受訴裁判所・事件番号　東京地方裁判所立川支部・平成二十二年（ワ）第二八五五号

三、訴の趣旨　当社代表取締役社長島井武四郎、当社取締役細谷譲二、当社取締役古山雄一及び当社元代表取締役細谷文夫に対し、金一億二六七万円及びこれに付随する遅延損害金を当社に支払うよう求める損害賠償請求

四、訴提起の年月日　平成二十二年九月二十七日

五、右のとおり会社法第八四九条第四項の規定により公告します。

平成二十二年十月二十六日

東京都あきる野市菅生一八四七番地

細谷火工株式会社

代表取締役社長　島井武四郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億三千万円減少し四千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十一月二十九日であり、社員総会の決議は、平成二十二年十月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://ko-koku.jp/

平成二十二年十月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

アルビレオ・インベストメント特定目的会社

取締役　内山隆太郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十二年四月八日付官報の号外第七十六号九十六頁に掲載されています。

平成二十二年十月二十六日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

有明プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八下	三	〇～一二	行頭を一字上げる。	

平成二十二年十月五日法務省告示第五百六号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ二段終りから五行目から四行目までを削除する。

平成二十二年十月二十二日（号外第二百二十二号）株式会社佐々木義肢製作所に係る資本金の額の減少公告及び第六十三期決算公告（枠組中）

（印刷誤り）

一二	四	枠中	（単位：千円）	（単位：円）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十六日付第二二四号

●十月七日付参会第二号二

一二八ページ●同日付政府調達第二〇一号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）